

〔事案 26-86〕 契約無効請求

・平成 27 年 3 月 27 日 和解成立

＜事案の概要＞

貯蓄型のつもりで契約した保険が、掛け捨て型であったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 24 年 7 月に契約した利率変動型積立保険について、貯蓄型ではなく、掛け捨て型であることに気が付いた。以下の理由により納得できないので、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約時、募集人からは、「前に契約していた保険の満期金をそのまま預けて、かつ、保障が付いてくる」との説明しか聞いていない。
- (2) 申込書類の筆跡が自分のものとは違う。
- (3) 受取人である子供の名前の振り仮名、および、他の保険金受取人の生年月日が違う。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等を用いて、保障内容や積立金の取崩しについて説明している。申立人もこれを理解したうえで、意向確認書や申込書に署名・押印している。したがって、不利益事項の不告知による取消しや錯誤無効には該当しない。
- (2) 募集人は申込書に追記等していない。また、仮に申込書に誤記入があったとしてもそれだけで契約無効・取消しとなるわけではない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 4 点を求めるものと判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項にもとづく、説明義務違反による取消し（主張①）
- (2) 民法 95 条にもとづく、錯誤による無効（主張②）
- (3) 民法 96 条にもとづく、詐欺による取消し（主張③）
- (4) 偽造による無効（主張④）

2. 当審査会の判断

(1) 主張①について

①説明義務とは、契約にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえにおいて、重要な事実を告げなければならないことを意味する。ただし、この説明は必ずしも口頭で行われる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。

②申立人は、「既契約が満期を迎えた際、募集人から契約の提案を受け、保障内容は、既契約と同じ内容であると思っていた」などを述べている。しかし、その他に、募集人が契約内容を説明しなかったことを示す客観的な証拠は提出されていない。また、申

立人自身も、事情聴取において、募集人が、「満期になったらお金が戻ってくる保険である」といった、騙すような説明はしていないことを認めている。

③よって、募集人が説明義務に違反したとの事実を認めることは困難である。

(2)主張②について

①申立人が、積立型の保険であると認識していたこと、そしてその認識にもとづいて契約したことが認定できれば、錯誤により無効となる可能性がある。

②しかしながら、申立人は、事情聴取において、申込書に記入する際、契約内容については募集人を信用していたため特に確認しなかったことを認めている。

そうすると、仮に申立人が、契約内容を確認せずに錯誤に陥っていたとしても、「設計書」を読んだり、契約内容の確認をしていたりすれば、積立型の保険ではないことはわずかな注意によって容易に知り得ることであり、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると思われる。よって、民法 95 条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。

(3)主張③について

詐欺による取消しが認められるためには、募集人に申立人を欺く故意が認められる必要があるところ、募集人にそのような故意があったことを認める証拠は提出されていない。よって、詐欺取消の主張を認めることはできない。

(4)主張④について

申立人は、申込書の署名・印影が申立人のものではなく、申込書は偽造であると主張している。しかし、当審査会においては、明らかに筆跡が異なるとは判断できず、印影についても偽造とは判断できない。また、署名が申立人のものであるとすれば、受取人の振り仮名や生年月日の記載などが事実と異なることをもって、同文書が偽造であると認めることはできない。したがって、申込書が偽造であったとまで認めることはできない。

3. 和解について

(1)本契約は、既契約の満期金を積立金に充当し、この積立金から保険料を引き落とすものである。募集人が提案をしたのは、申立人から満期保険金の使途について、「当面使う予定はない」と聞いたためであると事情聴取において述べている。また、募集人は、申立人が「満期金を引き出すつもりはない。」と述べていたとも供述している。

(2)これらの発言から考えると、申立人は満期金を当面使うつもりはなく、保険会社に預けておく意図があったものと判断できる。この申立人の意向と、保険料として満期金を利用することには、大きな隔たりがある。募集人として申立人の前記意向が分かっている以上、申立人の意向と契約内容が異なること、および保険料のしくみをより詳しく説明し、かつ、申立人がこれを十分理解したことを確認する必要があったと言える。